



報道関係者各位

エコマーク「商業施設」の認定を開始しました

(公財)日本環境協会(住所:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、10月1日付でエコマーク商品類型 No.509「商業施設」認定基準を制定し、同日付で認定審査の申込受付を開始しましたので、お知らせいたします。

◇ No.509「商業施設 Version1」(新規) について

エコマークでは、これまで「小売店舗」、「ホテル・旅館」、「飲食店」などの主要なサービスの認定基準を制定してきましたが、昨今ではそれら単体の施設ではなく、複数のテナント店舗の集合体である「商業施設」がディベロッパー主導で開発されており、周辺環境との調和や配慮など高度な環境への取り組みが行われている事業者が出てきました。そこで、今回、主にディベロッパー側の取り組みを評価する基準として、No.509「商業施設」認定基準を制定いたしました。

認定基準のポイント

- <適用範囲> 日本標準産業分類(総務省)における貸事務所(6911)のうち、貸店舗業に該当する施設が対象で、一般的に「ショッピングセンター」、「アウトレットモール」、「ファッションビル」、「駅ビル」などと呼ばれる施設の運営管理を行うディベロッパー等の申し込みを想定しています。また、本基準に示す取り組みを主体的に行っている当該施設の核となるテナント(小売事業者など)の申し込みも可能です。
- <認定基準> 環境に配慮した建材の採用や雨水の有効利用、屋上緑化などの「建物・周辺環境への配慮」、施設全体でのライトダウンキャンペーンやテナントとの共同による温室効果ガス削減計画策定などを評価する「テナントとの協力体制」など、商業施設として特徴的な評価カテゴリーを設定するとともに、積極的に評価ポイント数に重み付けを行っています。また、昨今商業施設に求められる地域の災害対応拠点としての機能や体制についても評価対象にしています。

認定取得について: <https://www.ecomark.jp/service/facility/>

以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階
TEL:03-5829-6284 E-mail: info@ecomark.jp

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。
<https://www.ecomark.jp/>